

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	埋蔵文化財調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		263,025 (千円)	全体事業費	263,025 (千円)	

事業概要

被災者の個人住宅・店舗の新築等に伴う埋蔵文化財調査（発掘調査・試掘調査・工事立会）を迅速に実施する。また、復興に伴う大規模な公共事業の円滑な実施を図るため、事前に試掘調査を実施する。

- ・発掘調査 個人住宅・店舗等
- ・試掘調査 個人住宅・店舗等、公共事業等
- ・工事立会 個人住宅・店舗等
- ・発掘調査によって出土した資料の整理作業を実施し、調査報告書を刊行する。

当面の事業概要

<平成 27～32 年度>

被災者の遺跡内への住宅建設に伴う試掘調査及び発掘調査

復興に伴う公共事業における試掘調査

出土した資料の整理作業および報告書刊行

東日本大震災の被害との関係

被災者の埋蔵文化財包蔵地内への住宅・店舗建設に伴う発掘調査。

埋蔵文化財包蔵地での公共事業等を円滑に実施するため、事前に試掘調査を実施する。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	道路新設・改良事業（吉浜漁港線）	事業番号	D-1-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	232,000（千円）	全体事業費	277,000（千円）		
事業概要					

道路改良 : L=980m (本線 L=730m、取付道路 L=250m)、W=6.0m

事業期間 : 平成 24 年度～平成 28 年度

吉浜地区の中心地域から増館地域へ行く唯一の連絡道である吉浜漁港線の整備を行う。

この路線は、吉浜の漁港・圃場・海水浴場等から逃げる避難路として位置づけられている。また、県道吉浜上荒川線から被害を受けた吉浜地区の農地内を通り増館地域へ連絡する市道であり、地域にとっては、震災時に孤立しないために必要な路線として重要な位置付けとなる。

今回の整備区間は、県道から浸水した区間及び津波により被災した橋梁までの区間であり、他に代替ルートもないことから、被災した農地の圃場整備事業と一体となって整備するものである。

〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備

【事業間流用による経費の変更】（平成 27 年 10 月 14 日）

補償費・工事費に係る事業間流用が必要となったため、D-1-14 道路新設事業（浦浜仲地区）より 45,000 千円（国費：36,000 千円）を流用。これにより、交付対象事業費及び全体事業費は 232,000 千円（国費：185,600 千円）から 277,000 千円（国費：221,600 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>測量設計：測量詳細設計(全工区)

<平成 25 年度>用地補償：1 式、工事施工：1 工区(土工まで)L=440m

<平成 26 年度>測量設計：用地測量、工事施工：1 工区 L=440m (完了予定：平成 27 年度)

<平成 27 年度>用地補償：1 式、工事施工：2 工区(橋梁付近の土工まで)L=540m

<平成 28 年度>用地補償：1 式、工事施工：2 工区 L=540m

東日本大震災の被害との関係

今回の震災において、吉浜漁港線が被災したことから、増館地域が孤立する状態が発生した。

このことから、震災時において孤立することなく、安全・迅速に地域間で支援物資の運搬や連絡等が出来るようになるため、拡幅改良をするものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

- 津波により被災した橋梁（川口橋）の復旧
- 津波により被災した吉浜地区の農地の復旧

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	浄化槽設置整備事業	事業番号	E-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		302,007（千円）	全体事業費	550,492（千円）	
事業概要					
東日本大震災復興事業に伴う高台等下水道未整備区域への移転の増加、道路・橋梁等の被災、地盤沈下等による下水道整備の遅れに伴う下水道計画区域での新改築への対応、その他、被災により悪化した市内の下水環境改善のため、防災集団移転の対象地域等の新たな地域づくりを行う地域において、低炭素社会対応型浄化槽の設置費用を助成し、下水環境の計画的な整備を図る。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 27 年度> 被災住居の再建等に伴う下水道未供用区域での低炭素社会対応型浄化槽の設置に対し、補助金を交付 <平成 28 年度> 被災住居の再建等に伴う下水道未供用区域での低炭素社会対応型浄化槽の設置に対し、補助金を交付					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災による、高台等下水道未整備区域への移転の増加、道路・橋梁等の被災、地盤沈下等による下水道整備の遅れに伴う下水道計画区域での新改築への対応、その他、被災により悪化した市内の下水環境改善のため、浄化槽の普及促進を図る。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	50	事業名	まちづくり連携道路整備事業 (一) 墓石海岸線 末崎～墓石	事業番号	D-1-8
交付団体		県	事業実施主体（直接/間接）	県	
総交付対象事業費		1,650,000 (千円)	全体事業費	2,400,000 (千円)	

事業概要

東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた末崎地区と墓石地区の市街地相互を連絡する主要道路である（一）墓石海岸線（末崎～墓石）の道路整備を行う。

（一）墓石海岸線は、末崎地区と墓石地区を連絡する主要道路であるとともに、墓石海岸（国の名勝・天然記念物）へのアクセス道路としての機能を担う重要路線である。

今回の津波により、多数の家屋が流失するなどの被害を受けたことから、高台移転などのまちづくりと一体となった災害に強い延長 2.7 km の 2 車線道路を整備するものである。

平成 24 年度から道路測量設計に着手し、平成 26 年度から用地取得、平成 27 年度から工事着手し進捗を図り、平成 30 年度の完了に向けて関係機関と調整し整備を進める予定である。

【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】P16

- ・多重防災型まちづくり推進事業（まちづくり連携道路整備事業）

道路機能の向上を図るため、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった整備を実施

当面の事業概要

<平成 27 年度>道路築造工事(終点部 L=900m)等

<平成 28 年度>道路築造工事(中間部 L=900m)等

<平成 29 年度>道路築造工事(起点部 L=900m)等

<平成 30 年度>舗装工事等

東日本大震災の被害との関係

・東日本大震災津波により被害を受けた末崎～墓石地区において、大船渡市の復興まちづくりと一体となった道路整備を行うことにより、安全で安心な防災都市・地域づくりを推進する。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	52	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校屋内運動場）	事業番号	A-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		12,989（千円）	全体事業費	12,989（千円）	
事業概要					

津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分（必要面積-保有面積）を復興交付金で整備する。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。

<平成 27～28 年度>

校舎及び屋内運動場等工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けた。このことから、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者60名 被災家屋等676件（H23.5.27時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度で東日本大震災に伴う学校用地取得等事業により学校用地等を復旧する。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度で公立学校施設の新築復旧により赤崎小学校の校舎、屋内運動場等を復旧する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	53	事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校本校舎）	事業番号	A-1-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		515,540（千円）	全体事業費	515,540（千円）	
事業概要					
津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分（必要面積-保有面積）を復興交付金で整備する。					
【復興計画における位置づけ】 第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。 <平成 25～26 年度> 埋蔵文化財本発掘調査を実施する。 <平成 27～28 年度> 校舎及び屋内運動場等工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開しており、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となつたが、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。 【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
公立学校施設災害復旧事業において、 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	54	事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校屋内運動場）	事業番号	A-1-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		34,569（千円）	全体事業費	34,569（千円）	
事業概要					
津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分（必要面積-保有面積）を復興交付金で整備する。					
【復興計画における位置づけ】 第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。 <平成 25～26 年度> 埋蔵文化財本発掘調査を実施する。 <平成 27～28 年度> 校舎及び屋内運動場等工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開しており、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となつたが、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。 【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
公立学校施設災害復旧事業において、 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校本校舎）	事業番号	A-1-4
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		379,979（千円）	全体事業費	379,979（千円）	

事業概要

津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分を復興交付金で整備する。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。

<平成 27～28 年度>

校舎及び屋内運動場等工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設の上移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	赤崎小学校移転改築事業（学校用地取得等事業）	事業番号	◆A-1-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		498,734（千円）	全体事業費	498,734（千円）	
事業概要					

津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、用地取得及び造成を実施する。

なお、当該学校用地については、災害復旧事業にて措置される必要面積に加えて、

- ① ① トラック等学校体育活動等を行うに当たり必要な校庭の広さを確保すること
 - ② ② 地区住民・通行者の屋外避難エリア、自動車避難者の待機・駐車場及びドクターヘリ等緊急着陸用ヘリポートとするために必要な校庭の広さを確保すること
- の 2 点から保有面積まで拡張することが必要となる。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。

用地取得を実施する。

<平成 25～27 年度>

造成工事を実施する。

<平成 27～28 年度>

外構整備を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校）
交付団体	大船渡市

基幹事業との関連性

基幹事業で建設する学校の用地取得等に係る事業である。

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	59	事業名	越喜来小学校移転改築事業（学校用地取得等事業）	事業番号	◆A-1-2-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		623, 690 (千円)	全体事業費	623, 690 (千円)	

事業概要

津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、用地取得・造成・外構整備を実施する。
なお、当該学校用地については、災害復旧事業にて措置される必要面積に加えて、
① ② 地区住民・通行者の屋外避難エリア、自動車避難者の待機・駐車場及びドクターヘリ等緊急着陸用
ヘリポートとするために必要な校庭の広さを確保すること
の 2 点から保有面積まで拡張することが必要となる。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。用地取得を実施する。

<平成 25 年度>

埋蔵文化財本発掘調査を実施する。

<平成 25～26 年度>

造成工事を実施する。

<平成 27～28 年度>

外構整備を実施する。

東日本大震災の被害との関係

越喜来小学校は津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。

越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開し、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となつたが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。

2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-2
事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校）
交付団体	大船渡市

基幹事業との関連性

基幹事業で建設する学校の用地取得等に係る事業である。

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	赤崎中学校移転改築事業（学校用地取得等事業）	事業番号	◆A-1-4-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		576,813（千円）	全体事業費	576,813（千円）	
事業概要					

津波により被災した赤崎中学校の移転改築復旧事業を行うため、用地取得及び造成を実施する。
なお、当該学校用地については、災害復旧事業にて措置される必要面積に加えて、
① トランク等学校体育活動・運動部活動等を行うに当たり必要な校庭の広さを確保すること
② 地区住民・通行者の屋外避難エリア、自動車避難者の待機・駐車場及びドクターヘリ等緊急着陸用
ヘリポートとするために必要な校庭の広さを確保すること
の 2 点から保有面積まで拡張することが必要となる。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。

用地取得を実施する。

<平成 25～26 年度>

造成工事を実施する。

<平成 27～28 年度>

外構整備を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月に仮設校舎を建設し、移転したが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-3
事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校）
交付団体	大船渡市

基幹事業との関連性

基幹事業で建設する学校の用地取得・造成に係る事業である。

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	61	事業名	越喜来地区認定こども園整備事業〈用地取得等事業〉	事業番号	◆A-3-1-1
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費		231,061(千円)	全体事業費	231,061(千円)	

事業概要

津波により被災した越喜来保育所の移転新築復旧と併せて、幼稚園機能を追加して認定こども園化することに伴い、用地取得・造成・外構整備を実施する。

なお、取得予定用地は、文部科学省及び厚生労働省が定める基準面積に合致しており、越喜来小学校と隣接した場所へ整備する予定である。

【復興計画における位置づけ】

第2章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

用地取得・造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。用地取得を実施する。

<平成 25 年度>

埋蔵文化財本発掘調査を実施する。

<平成 25～26 年度>

造成工事を実施する。

<平成 27～28 年度>

外構整備を実施する。

東日本大震災の被害との関係

越喜来保育所は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、高台などの安全な場所への移転復旧が必要となった。

【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者96名 被災家屋等321件(H23.5.27 時点)

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

社会福祉施設等設災害復旧事業において、平成 24 年度～平成 27 年度に園舎等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-3-1
事業名	越喜来地区認定こども園整備事業(幼稚園分)
交付団体	岩手県
基幹事業との関連性	
基幹事業で建設する認定こども園の用地取得・造成に係る事業である。	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	66	事業名	道路新設事業（浦浜仲地区）	事業番号	D-1-14
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		221,000（千円）	全体事業費	161,430（千円）	

事業概要

道路改良 : L=500m (L=500m・W=7.0m+2.0m(歩道))

事業期間 : 平成 24 年度～平成 25 年度

津波により壊滅的な被害を受けた三陸町越喜来地区において、市立越喜来小学校の高台移転に伴い、接続道路を新設整備するものである。整備区間は（一部改良を含む）は、小学校建設地までは児童通学時の安全確保を図るため 7.0m+歩道 2.0m とする計画である。

〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備

【事業間流用による経費の変更】（平成 27 年 3 月 10 日）

測量調査設計費・工事費に係る事業間流用が必要となつたため、D-1-11 道路新設事業（小河原地区）へ 14,570 千円（国費：11,656 千円）を流用。これにより、交付対象事業費及び全体事業費は 221,000 千円（国費：176,800 千円）から 206,430 千円（国費：165,144 千円）に減額。

【事業間流用による経費の変更】（平成 27 年 10 月 14 日）

補償費・工事費に係る事業間流用が必要となつたため、D-1-3 道路新設・改良事業（吉浜漁港線）へ 45,000 千円（国費：36,000 千円）を流用。これにより、交付対象事業費及び全体事業費は 206,430 千円（国費：165,144 千円）から 161,430 千円（国費：129,144 千円）に減額。

当面の事業概要

＜平成 24 年度＞測量設計 : 1 式

＜平成 25 年度＞用地補償 : 1 式 工事施工 : L=500m (H25～H27)

※ 越喜来小学校の高台移転に伴う造成工事と一体的に施工するものである。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災で発生した津波により、三陸町越喜来地区は建物 428 棟（全壊 386、大規模半壊 20、半壊 22）が壊滅的な被害を受けた。越喜来小学校は、3 階まで浸水しており、復興計画により土地利用方針が示されたことにより、高台移転を行う計画である。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	越喜来地区認定こども園整備事業〈幼稚園分〉	事業番号	A-3-1
交付団体		県	事業実施主体（直接/間接）	市（間接）	
総交付対象事業費		49,791（千円）	全体事業費	49,791（千円）	
事業概要					

津波により被災した越喜来保育所の移転新築復旧と併せて認定こども園化することに伴い幼稚園分を整備する。

なお、越喜来小学校と隣接した場所へ整備する予定である。

【復興計画における位置づけ】

第2章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。

<平成 27～28 年度>

園舎工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

越喜来保育所は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、高台などの安全な場所への移転復旧が必要となった。

【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者96名 被災家屋等321件（H23.5.27時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

社会福祉施設等設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

平成 24 年度～平成 28 年度に園舎等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	92	事業名	被災市街地復興土地区画整理事業（道路事業）	事業番号	D-2-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	3,891,490(千円)	全体事業費	3,995,000(千円)		
事業概要					

大船渡市の復興計画では、JR大船渡駅周辺地区は、本市の中心市街地として、産業の復興と安全な住宅地の形成を目指す地区として位置づけられており、防波堤、防潮堤等の海岸保全施設を乗り越えてくる既往最大津波に対しては、JR大船渡線や道路の嵩上げにより防潮堤機能を付加するとともに、浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等による高台移転を進め、津波からの安全性が確保されるまちづくりを目指すこととしている。

この大船渡駅周辺地区において、基幹事業である被災市街地復興土地区画整理事業を導入し、嵩上げ整備と地盤沈下の解消を図り、産業・商業振興が図れる安全な市街地を形成し、中心市街地の早急な復興を図るものである。

土地区画整理事業施行面積 33.8ha 都市計画道路 2,424m

当面の事業概要

<平成 25 年度>

都市計画道路（橋梁工事）移転移設補償（建物及び工作物）、宅地整地工事

<平成 26 年度>

都市計画道路整備（4 路線）、橋梁工事、移転移設補償（建物及び工作物）、宅地整地工事

<平成 27 年度>

都市計画道路整備（4 路線）、橋梁工事、移転移設補償（建物及び工作物）、宅地整地工事

<平成 28 年度>

都市計画道路整備（4 路線）、橋梁工事、移転移設補償（建物及び工作物）、宅地整地工事

東日本大震災の被害との関係

大船渡市の市域の中で、被災した家屋、事業所等が最も甚大であった区域であることから、土地区画整理事業による地盤の嵩上げや生活・産業基盤の整備を行い、市の中心部としてふさわしい、安全性が確保された市街地としての復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	99	事業名	被災市街地復興土地区画整理事業	事業番号	D-17-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	5, 069, 019(千円)	全体事業費	7, 064, 000 (千円)		

事業概要

大船渡市の復興計画では、JR 大船渡駅周辺地区は、本市の中心市街地として、産業の復興と安全な住宅地の形成を目指す地区として位置づけられており、防波堤、防潮堤等の海岸保全施設を乗り越えてくる既往最大津波に対しても、JR 大船渡線や道路の嵩上げにより防潮堤機能を付加するとともに、浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等による高台移転を進め、津波からの安全性が確保されるまちづくりを目指すこととしている。

この大船渡駅周辺地区において、基幹事業である被災市街地復興土地区画整理事業を導入し、嵩上げ整備と地盤沈下の解消を図り、産業・商業振興が図れる安全な市街地を形成し、中心市街地の早急な復興を図るものである。

土地区画整理事業施行面積 33.8ha

（事業間流用による経費の変更）（平成 26 年 6 月 9 日）

区域内の JR 用地を横断する水路整備の早期実施が必要となったため、D-17-1 土地区画整理事業（都市再生事業計画案作成事業）より 176, 055 千円（国費：132, 041 千円）及び D-17-3 被災市街地復興土地区画整理事業（緊急防災空地整備事業）より 7, 445 千円（国費：5, 584 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 2, 811, 000 千円（国費：2, 108, 250 千円）から 2, 994, 500 千円（国費：2, 245, 875 千円）に増額。全体事業費に変更なし。

（事業間流用による経費の変更）（平成 27 年 10 月 14 日）（流用元 D-17-3、D-22-1）

D-17-3 被災市街地復興土地区画整理事業（緊急防災空地整備事業）において事業が完了し残額が 50, 093 千円（国費：37, 569 千円）発生していること、また D-22-1 都市公園事業（被災市街地復興土地区画整理事業）の残額が 10, 000 千円（国費：7, 500 千円）あり、当該事業が面積要件等の条件を満たさないことから本事業の平成 28 年度事業費の一部として流用。これにより、交付対象事業費は、5, 312, 612 千円（国費：3, 984, 459 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 25 年度> 宅地造成工事

<平成 26 年度> 区画道路等整備、河川・水路整備、移転移設補償、宅地造成工事

<平成 27 年度> 区画道路等整備、河川・水路整備、移転移設補償、宅地造成工事

<平成 28 年度> 区画道路等整備、河川・水路整備、移転移設補償、宅地造成工事

東日本大震災の被害との関係

大船渡市の市域の中で、被災した家屋、事業所等が最も甚大であった区域であることから、土地区画整理事業による地盤の嵩上げや生活・産業基盤の整備を行い、市の中心部としてふさわしい、安全性が確保された市街地としての復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	100	事業名	被災市街地復興土地区画整理事業(緊急防災空地整備事業)	事業番号	D-17-3		
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)			
総交付対象事業費		354,300(千円)	全体事業費	296,762(千円)			
事業概要							
<p>大船渡市の復興計画では、JR 大船渡駅周辺地区は、津波からの安全性が確保されるまちづくりを方針とし、防波堤、防潮堤の海岸保全施設を乗り越えてくる既往最大津波に対して、JR 大船渡線付近の嵩上げにより防潮堤機能を附加したまちづくりを目指すこととしている。</p> <p>この JR 大船渡線付近の嵩上げ整備と地震による地盤沈下を解消することにより、産業・商業振興が図れる安全な市街地が形成されることから、被災市街地復興土地区画整理事業を速やかに実施し、中心市街地を復興させる。</p> <p>土地区画整理事業施行面積：約 37.8ha 購入予定面積：12,000 m²</p>							
(事業間流用による経費の変更)(平成 26 年 6 月 9 日)							
<p>区域内の JR 用地を横断する水路整備の早期実施が必要となったため、D-17-2 被災市街地復興土地区画整理事業へ 7,445 千円(国費：5,584 千円)を流用。これにより、交付対象事業費及び全体事業費は 354,300 千円(国費：265,725 千円)から 346,855 千円(国費：260,141 千円)に減額。</p>							
(事業間流用による経費の変更)(平成 27 年 10 月 14 日)							
<p>本事業、D-17-3 被災市街地復興土地区画整理事業(緊急防災空地整備事業)において事業が完了し残額が 50,093 千円(国費：37,569 千円)発生していることから、D-17-2 被災市街地復興土地区画整理事業の平成 28 年度事業費の一部として流用。これにより、交付対象事業費及び全体事業費は 346,855 千円(国費：260,141 千円)から 296,762 千円(国費：222,572 千円)に減額。</p>							
当面の事業概要							
<平成 24 年度>							
東日本大震災にて被災した大船渡地区に被災市街地復興土地区画整理事業の基幹事業(緊急防災空地整備事業)にて用地買収							
<平成 25 年度>							
同上							
東日本大震災の被害との関係							
大船渡市の市域の中で、被災の家屋、事業所等が最も甚大な区域であり、土地区画整理事業により基盤整備を復興させ、市の中心部としてふさわしい市街地形成を図り、山側への安全な避難路の確保や地盤嵩上げ等により安全な市街地の整備を図る。							
関連する災害復旧事業の概要							
なし							

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	102	事業名	都市公園事業（被災市街地復興土地区画整理整理事業）	事業番号	D-22-1				
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）					
総交付対象事業費		10,000（千円）	全体事業費	0（千円）					
事業概要									
被災市街地復興土地区画整理事業内及び周辺の都市公園を整備し、速やかに中心市街地の宅地の利用増進を復興させる。									
<p>土地区画整理事業施行面積：約 37.8ha 施行区域内公園面積 18,381 m²</p> <table><tr><td>周辺公園面積</td><td>2,300 m²</td></tr><tr><td>合計</td><td>20,681 m²</td></tr></table> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 27 年 10 月 6 日） 本事業の未執行額が 10,000 千円（国費：7,500 千円）あり、当事業が面積要件等の条件を満たさないことから D-17-2 被災市街地復興土地区画整理事業の平成 28 年度事業費の一部として流用。これにより、本事業の交付対象事業費は 10,000 千円（国費：7,500 千円）から 0 千円（国費：0 千円）に減額。</p>						周辺公園面積	2,300 m ²	合計	20,681 m ²
周辺公園面積	2,300 m ²								
合計	20,681 m ²								
当面の事業概要									
<平成 25 年度>									
実施設計									
<平成 26 年度>									
工事、補償									
<平成 27 年度>									
工事、補償、用地									
東日本大震災の被害との関係									
大船渡市の市域の中で、被災の家屋、事業所等が最も甚大な区域であり、土地区画整理事業により基盤整備を復興させ、市の中心部としてふさわしい市街地形成を図り、山側への安全な避難路の確保や地盤嵩上げ等により安全な市街地の整備を図る。									
関連する災害復旧事業の概要									
なし									

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	135	事業名	被災市街地復興土地区画整理事業（内水排除）事業	事業番号	◆D-17-2-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	1,048,852(千円)	全体事業費	1,860,000(千円)		
事業概要					

大船渡市の復興計画では、JR 大船渡駅周辺地区は、本市の中心市街地として、産業の復興と安全な住宅地の形成を目指す地区として位置づけられており、防波堤、防潮堤等の海岸保全施設を乗り越えてくる既往最大津波に対しては、JR 大船渡線や道路の嵩上げにより防潮堤機能を付加するとともに、浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等による高台移転を進め、津波からの安全性が確保されるまちづくりを目指すこととしている。

この大船渡駅周辺地区において、基幹事業である被災市街地復興土地区画整理事業を導入し、嵩上げ整備と地盤沈下の解消を図り、産業・商業振興が図れる安全な市街地を形成していくこととしているが、当該事業を計画的、効果的に実施し、中心市街地の早期復興を果たしていくためには、隣接地区で実施予定の津波復興拠点整備事業との連携を図りながら、基幹事業と連動した効果促進事業を実施していく必要がある。

本事業では、JR 大船渡線から海側の地区について、山側の地区の嵩上げ、防潮堤や河川堤防の整備に伴い窪地となり、内水排除対策が必要となる地区である。

本地区の内水排除について、嵩上げによる場合とポンプ施設による場合の費用比較を行ったところ、嵩上げによる手法が安価となったことから、当該地区で施行する被災市街地復興土地区画整理事業（大船渡地区）と一緒に宅地の整地（嵩上げ）を行うものである。

当面の事業概要

<平成 26 年度> 宅地整地費（内水対策分）4.0ha

<平成 27 年度> 宅地整地費（内水対策分）7.3ha

<平成 28 年度> 宅地整地費（内水対策分）4.0ha

東日本大震災の被害との関係

大船渡市の市域の中で、被災した家屋、事業所等が最も甚大であった区域であることから、土地区画整理事業による地盤の嵩上げや生活・産業基盤の整備を行い、市の中心部としてふさわしい、安全性が確保された市街地としての復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
D-17-2
事業名
被災市街地復興土地区画整理事業（大船渡地区）
交付団体
大船渡市
基幹事業との関連性
基幹事業である被災市街地復興土地区画整理事業（大船渡地区）の区域内における内水排除事業であり、一体的の実行により事業費の負担軽減を図りながら、土地区画整理事業の円滑な推進に寄与することができるものである。

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	140	事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校防災備蓄倉庫）	事業番号	A-2-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		14,463（千円）	全体事業費	14,463（千円）	

事業概要

津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、非常時における防災拠点として、発災時における児童生徒等のための避難場所としての必要な機能が発揮できるよう防災備蓄倉庫を復興交付金で整備する。

なお、越喜来小学校は、施設完成後に市防災計画において、越喜来地区における避難所（指定避難所）に位置づける予定である。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。

<平成 27～28 年度>

校舎及び屋内運動場等工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となつた。

越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開しており、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となったが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、

- 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	141	事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校学校クラブハウス）	事業番号	A-2-4
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		99,559（千円）	全体事業費	99,559（千円）	

事業概要

津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、屋内運動場等を一般に開放するために必要な学校クラブハウスを復興交付金で整備する。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

建物の基本設計及び実施設計業務を委託する。

<平成 25～26 年度>

埋蔵文化財本発掘調査を実施する。

<平成 27～28 年度>

校舎及び屋内運動場等工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となつた。

越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開しており、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となったが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、

- 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	144	事業名	被災市街地復興土地区画整理効果促進（換地設計・がれき撤去・下水道整備）事業	事業番号	◆D-17-2-3		
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）			
総交付対象事業費		1,579,368(千円)	全体事業費	3,649,126(千円)			
事業概要							
大船渡市の復興計画では、JR 大船渡駅周辺地区は、本市の中心市街地として、産業の復興と安全な住宅地の形成を目指す地区として位置づけられており、防波堤、防潮堤等の海岸保全施設を乗り越えてくる既往最大津波に対しては、JR 大船渡線や道路の嵩上げにより防潮堤機能を付加するとともに、浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等による高台移転を進め、津波からの安全性が確保されるまちづくりを目指すこととしている。							
この大船渡駅周辺地区において、基幹事業である被災市街地復興土地区画整理事業を導入し、嵩上げ整備と地盤沈下の解消を図り、産業・商業振興が図れる安全な市街地を形成していくこととしているが、当該事業を計画的、効果的に実施し、中心市街地の早期復興を果たしていくためには、隣接地区で実施予定の津波復興拠点整備事業との連携を図りながら、基幹事業と連動した効果促進事業を実施していく必要がある。							
本事業では、当該地区で施行する被災市街地復興土地区画整理事業（大船渡地区）の区域内の換地・造成設計、がれき撤去、下水道整備等を、効果促進事業により一体的に実施するものである。							
※区画整理のガレキ撤去分 2,245,000 千円 ⇒ 1,904,739 千円へ減額							
当面の事業概要							
<平成 27 年度> 換地設計、建築基礎及び雨水污水水道管等のがれき撤去、下水道整備							
<平成 28 年度> 換地設計、建築基礎及び雨水污水水道管等のがれき撤去、下水道整備							
東日本大震災の被害との関係							
大船渡市の市域の中で、被災した家屋、事業所等が最も甚大であった区域であることから、土地区画整理事業による地盤の嵩上げや生活・産業基盤の整備を行い、市の中心部としてふさわしい、安全性が確保された市街地としての復興を図るものである。							
関連する災害復旧事業の概要							
なし							

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-17-2
事業名	被災市街地復興土地区画整理事業（大船渡地区）
交付団体	大船渡市
基幹事業との関連性	
基幹事業である被災市街地復興土地区画整理事業（大船渡地区）の区域内における換地設計事業、がれき撤去事業、下水道整備事業であり、一体的の施行により事業費の負担軽減を図りながら、土地区画整理事業の円滑な推進に寄与することができるものである。	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	145	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校防災備蓄倉庫）	事業番号	A-2-5
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	16,345（千円）	全体事業費	16,345（千円）		
事業概要					

津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、非常時における防災拠点として、発災時における児童生徒等のための避難場所としての必要な機能が発揮できるよう防災備蓄倉庫を復興交付金で整備する。なお、赤崎小学校は、施設完成後に市防災計画において、赤崎地区における避難所（指定避難所）に位置づける予定である。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 27～28 年度>

校舎及び屋内運動場等工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けた。このことから、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 平成 24 年度～平成 27 年度で東日本大震災に伴う学校用地取得等事業により学校用地等を復旧する。
- 平成 24 年度～平成 28 年度で公立学校施設の新築復旧により赤崎小学校の校舎、屋内運動場等を復旧する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	146	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校防災備蓄倉庫）	事業番号	A-2-6
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	13,965（千円）	全体事業費	13,965（千円）		
事業概要					

津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、非常時における防災拠点として、発災時における児童生徒等のための避難場所としての必要な機能が発揮できるよう防災備蓄倉庫を復興交付金で整備する。なお、赤崎中学校は、施設完成後に市防災計画において、赤崎地区における避難所（指定避難所）に位置づける予定である。

【復興計画における位置づけ】

第2章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 27～28 年度>

校舎及び屋内運動場等工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設の上移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	148	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校学校クラブハウス）	事業番号	A-2-8
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		68,419（千円）	全体事業費	68,419（千円）	
事業概要					
津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、屋内運動場等を一般に開放するために必要な学校クラブハウスを復興交付金で整備する。					
【復興計画における位置づけ】					
第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興					
・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 27～28 年度>					
校舎及び屋内運動場等工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設の上移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。					
なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。					
【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。					
1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。					
2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	149	事業名	被災学校移転改築事業(越喜来小学校屋外運動場整備)	事業番号	A-2-9
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費		40,434(千円)	全体事業費	40,434(千円)	
事業概要					
津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、校舎の新築移転に併せ、学校再建に必要な運動場を整備する。(なお、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分を復興交付金で整備する。)					
【復興計画における位置づけ】					
第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興					
・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 27～28 年度>					
屋外運動場等工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。					
越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開しており、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となつたが、早期に学習環境を正常化する必要がある。					
なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。					
【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件 (H23.5.27 時点)					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
公立学校施設災害復旧事業において、					
1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。					
2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	151	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校屋外運動場整備）	事業番号	A-2-10
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		36,928（千円）	全体事業費	36,928（千円）	

事業概要

津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、校舎の新築移転に併せ、学校再建に必要な運動場を整備する。(なお、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分を復興交付金で整備する。)

【復興計画における位置づけ】

第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 27～28 年度>

屋外運動場等工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けた。このことから、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者60名 被災家屋等676件（H23.5.27時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、

- 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	152	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校屋外運動場整備）	事業番号	A-2-11
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		55,391（千円）	全体事業費	55,391（千円）	
事業概要					
津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、校舎の新築移転に併せ、学校再建に必要な運動場を整備する。（なお、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分を復興交付金で整備する。）					
【復興計画における位置づけ】 第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 27～28 年度> 屋外運動場等工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。 赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設の上移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。 なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。 【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点） ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
公立学校施設災害復旧事業において、 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	154	事業名	公営住宅長寿命化計画策定事業	事業番号	◆D-4-3-2
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費		6,696(千円)	全体事業費	6,696(千円)	

事業概要

大船渡市では、既存の市営住宅483戸に加え、新たに539戸の災害公営住宅が建設予定であり、市営住宅のストック総数が震災前の2倍以上に達したことにより、今後、災害公営住宅が当市の住宅ストックの中心となることから、災害公営住宅の長期的なライフサイクルコストの縮減や、全ての災害公営住宅が震災後約4年間で建設されるため、将来的にはほぼ同時期に老朽化による大規模修繕等が必要となる可能性が高く、修繕年度及び事業費の平準化を図るなど計画的な住宅マネジメントを実施するため、新しい状況を踏まえた効率的・効果的な住宅ストックの活用手法を定めて、維持管理を計画的に実施する必要がある。

また、災害公営住宅への集約に向けた入居者との合意形成から引越し、転居後のコミュニティづくりなどのプロセスをプログラム化し、将来的に市営住宅の集約・廃止が円滑に実施できるように計画する。

当市においては、平成22年3月に「大船渡市公営住宅等長寿命化計画」を策定しているため、これを活用することとし、震災によって滅失した住宅ストックや災害公営住宅の整備などの要素を反映し、「大船渡市公営住宅等長寿命化計画」を更新する。

【大船渡市復興計画】

付属資料 P15 方針① 施策イ「住宅の自主再建が困難な方のために、公営住宅を整備します」

5 災害公営住宅整備事業

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 27 年度>

「大船渡市公営住宅等長寿命化計画」作成着手

<平成 28 年度>

「大船渡市公営住宅等長寿命化計画」完成

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災に伴い、市営住宅2団地28戸が滅失したこと、また自宅の自主再建が困難な市民のため、災害公営住宅を整備するなど住宅ストックの変化により、新たな「大船渡市公営住宅等長寿命化計画」の策定が必要である。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-3
事業名	災害公営住宅整備事業
交付団体	大船渡市
基幹事業との関連性	
本事業は、東日本大震災により変化した公営住宅ストックを見直すとともに、災害公営住宅を含めた市全体における計画的な公営住宅の整備・改修計画を策定しようとするものであり、災害公営住宅の整備を補完、促進するものである。	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	155	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校太陽光発電設備整備）	事業番号	A-2-12
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		35,947（千円）	全体事業費	35,947（千円）	
事業概要					
<p>津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、校舎の新築移転に併せ、災害発生等の停電時における非常用電力を確保するため、太陽光発電設備を整備しようとするものである。</p> <p>なお、平常時においては、児童の環境に関する意識の向上を図るため、太陽光パネルや発電量表示モニタ等を環境教育の教材として活用する予定である。</p>					
【復興計画における位置づけ】					
第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> 太陽光発電設備工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けた。このことから、安全な高台への移転復旧が必要となった。</p> <p>赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。</p> <p>なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。</p>					
【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>公立学校施設災害復旧事業において、</p> <p>1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。</p> <p>2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	156	事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校太陽光発電設備整備）	事業番号	A-2-13
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		35,947（千円）	全体事業費	35,947（千円）	
事業概要					
<p>津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、校舎の新築移転に併せ、災害発生等の停電時における非常用電力を確保するため、太陽光発電設備を整備しようとするものである。</p> <p>なお、平常時においては、児童の環境に関する意識の向上を図るため、太陽光パネルや発電量表示モニタ等を環境教育の教材として活用する予定である。</p>					
【復興計画における位置づけ】					
第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興 ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> 太陽光発電設備工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となつた。</p> <p>越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開しており、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となったが、早期に学習環境を正常化する必要がある。</p> <p>なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。</p>					
【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点）					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>公立学校施設災害復旧事業において、</p> <ol style="list-style-type: none">平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	157	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校太陽光発電設備整備）	事業番号	A-2-14
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		35,947（千円）	全体事業費	35,947（千円）	
事業概要					
<p>津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、校舎の新築移転に併せ、災害発生等の停電時における非常用電力を確保するため、太陽光発電設備を整備しようとするものである。</p> <p>なお、平常時においては、生徒の環境に関する意識の向上を図るため、太陽光パネルや発電量表示モニタ等を環境教育の教材として活用する予定である。</p>					
【復興計画における位置づけ】					
第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興					
・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度>					
太陽光発電設備工事を実施する。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。</p> <p>赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設の上移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。</p> <p>なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。</p>					
【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>公立学校施設災害復旧事業において、</p> <p>1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。</p> <p>2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	158	事業名	赤崎小学校移転改築事業（教具等整備）	事業番号	◆A-1-1-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		12,684（千円）	全体事業費	12,684（千円）	

事業概要

津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象（備品）とならない教具等を復興交付金で整備する。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 28 年度>

校舎完成に合わせて教具等を整備する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けたことから、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、平成 28 年度に備品を整備する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校）
交付団体	大船渡市

基幹事業との関連性

基幹事業で建設する学校の教具等整備に係る事業である。

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	159	事業名	越喜来小学校移転改築事業（教具等整備）	事業番号	◆A-1-2-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		9,758（千円）	全体事業費	9,758（千円）	

事業概要

津波により被災した越喜来小学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象（備品）とならない教具等を復興交付金で整備する。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

＜平成 28 年度＞

校舎完成に合わせて教具等を整備する。

東日本大震災の被害との関係

越喜来小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けたことから、安全な高台への移転復旧が必要となった。

越喜来小学校は、最寄りの甫嶺小学校で学校を再開し、平成 24 年 4 月には越喜来小学校、崎浜小学校及び甫嶺小学校と統合し、越喜来小学校となったが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、越喜来小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【越喜来地区の被害状況】 死者・行方不明者 96 名 被災家屋等 321 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、平成 28 年度に備品を整備する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-2
事業名	被災学校移転改築事業（越喜来小学校）
交付団体	大船渡市

基幹事業との関連性

基幹事業で建設する学校の教具等整備に係る事業である。

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	160	事業名	赤崎中学校移転改築事業（教具等整備）	事業番号	◆A-1-4-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		12,649（千円）	全体事業費	12,649（千円）	

事業概要

津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象（備品）とならない教具等を復興交付金で整備する。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 28 年度>

校舎完成に合わせて教具等を整備する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けたことから、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月に赤崎地区内に建設した仮設校舎に移転したが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区的被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、平成 28 年度に備品を整備する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-3
事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校）
交付団体	大船渡市

基幹事業との関連性

基幹事業で建設する学校の教具等整備に係る事業である。

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	161	事業名	地ノ森(新田)地区内水排水対策事業	事業番号	◆D-17-2-4
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	195,467(千円)	全体事業費		347,349(千円)	

事業概要

- ・地ノ森(新田)地区は、東日本大震災により地盤沈下が発生したことにより、高潮・大雨時の冠水が常態化し、大船渡駅周辺地域において既に活動を再開している事業所等の衛生環境を損なっているとともに、再開を希望する事業者等もいる中で、商業地としての活用が困難な状況になっている。
- ・当該地区的東側には災害復旧済みの新田都市下水路があるが、橋梁部分において 10 年確率の降雨時に雨水が流下能力を超え、都市下水路から溢水し、土地区画整理事業への主要アクセス道路で幹線道路と位置付けている県道丸森権現堂線が当該地区で冠水(平均浸水深約 65cm)、さらには土地区画整理事業区域内でも約 30m にわたって冠水することが見込まれる。
- ・また、当該地区内を横断する小水路は、災害復旧に伴って約 50cm 嵩上げした新田都市下水路に接続しているが、接続部分の高さ不足等により大雨・満潮時には排水できずに、都市下水路から水が逆流している。満潮や大雨時には、都市下水路から逆流した水が水路部分で溢れ出し、隣接の民有地等が冠水する。
- ・当該地区は、土地区画整理事業地とあわせた大船渡駅周辺地域として、大船渡市復興計画や大船渡市総合計画(基本構想)などにおいても、港を中心とした観光・商業の拠点とすることとしており、一体的な復興まちづくりを進める必要がある。区画整理区域内では、津波浸水防御のための宅地嵩上げを行うとともに、県道丸森権現堂線も地盤高に合わせた嵩上げを行うことで整備を進めている。これにより、区画整理区域内では雨水排水問題は解消されるものである。
- ・一体的に復興まちづくりを行うべき当該地区において、区画整理区域と同様に内水排水するための事業手法として、(1) 小水路と都市下水路接続部でのポンプ排水と、(2) 地区全体の嵩上げによる水路改修、のコスト比較を行ったところ、(2) のほうが安価であり、これを採用する。
- ・これらを踏まえ、本事業では、民地の内水排除(嵩上げ)とあわせて以下の事業を実施する。
 - ① 橋梁の嵩上げ・道路工
 - ② 水路改修(嵩上げ)・境界復元
- ・なお、民地の嵩上げについては、復興交付金は投入せず、地権者と時期等を調整のうえ、工事残土を活用しながら、敷き均しを地権者負担として実施する。

事業規模面積 : 1.80ha

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	合 計
年度別事業費	45,117 千円	302,232 千円				347,349 千円
申請額	45,117 千円	150,350 千円				195,467 千円

(大船渡市震災復興計画 8 頁記載)

② 産業基盤を再建します。

ア 被災した各種産業の生産基盤などを早期に復旧します。

イ 基盤整備にあたっては、建築物の構造強化や電源対策の推進など、防災機能の向上に配慮するほか、重要施設などへの重点・優先投資を行います。

当面の事業概要

<平成 27 年度> 測量・調査設計(平成 27 年度第 4 四半期)	<平成 28 年度> 水路改修 道路工・橋梁工 境界復元(道路・水路等境界)
--	---

東日本大震災の被害との関係

大船渡湾から程近い地ノ森(新田)地区においては東日本大震災により地盤沈下を生じ、現在でも満潮時に宅地・道路が冠水するなど、内水排除に支障をきたしており、これにより地区内の宅地における事業所再建が困難となっている。

関連する災害復旧事業の概要

県道丸森権現堂線復旧事業：地震により陥没した約 80cm 分の路盤嵩上げを実施
都市下水路災害復旧事業：損壊していた都市下水路を復旧し円滑な排水を確保

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-17-2
事業名	被災市街地復興土地区画整理事業

交付団体	大船渡市
基幹事業との関連性	
事業概要に記載のとおり、10 年確率の降雨により新田都市下水路から溢水し、区域内を縦断する幹線道路である県道丸森・権現堂線が、当該区域内及び区画整理区域内のいずれでも冠水し、通行止めとなることが予想される。当該区域は、大船渡都市計画区域マスターPLANや現在改定作業を進めている大船渡市都市計画マスターPLAN(案)においても、活気ある商業地を一体的に図る地域として位置づけられている。区画整理区域内においては、効果的な内水排水対策が進められているが、一体的に進めるべき当該事業区域が残っていることから、安心・安全な市街地形成と賑わいある商業機能の集積の達成を目指す同事業の効果を十分に発揮するために、効果的な内水排水対策を講じる必要がある。	

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（大船渡市交付分）個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	162	事業名	市道開墾線道路改良事業	事業番号	◆D-23-8-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		6,603（千円）	全体事業費	90,896（千円）	
事業概要					

本路線は通学路に指定されており、防災集団移転促進事業（港・岩崎地区）をはじめ、自力再建住宅や事業所の立地が進む清水地区から主要地方道大船渡綾里線にアクセスする唯一の道路であり、また公共・公益施設が集積する地区中心部への唯一の道路である。

震災前、当該道路の沿線には約 160 人（約 60 世帯）が居住していたが、震災後の高台移転などで急速に増加し、現在は約 300 人（約 100 世帯）となっている。

このような状況に加え、事業所立地に伴う通勤など、自動車や歩行者の通行量が著しく増加しており、児童や高齢者をはじめとする歩行者の安全対策を図る必要が生じている。

よって、当該道路における防災集団移転団地の取付道路付近から地区中心部に至る部分について、狭隘箇所（幅員 4.0m 程度）を幅員 6.0m に拡幅改良し、安全な歩行スペースを設置するものである。

なお、事業区域には拡幅が望まれる三陸鉄道ガード（有効幅員 4.0m）があるが、改良費用が多額（概算 2 億円）となることから、本事業における整備対象とはしないものである。

（経緯）

本地区においては、先般の住民懇談会で土地利用方針図（改定）に活動拠点を位置付け、今後も地区中心部に公共・公益施設の集積を図っていくこととしている。これにより、児童生徒の通学や高齢者の通院など、当該道路における歩行往来の増加が見込まれることから、これら利用者の安全を確保する道路改良を綾里地区住民から要望されているものである。

道路拡幅：W=6.0m L=430m

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	合 計
年度別事業費		90,896 千円				90,896 千円
交付対象事業費		6,603 千円				6,603 千円

（大船渡市復興計画 30 頁記載）

方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。
ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。

2. 道路新設・改良事業

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路などの整備

当面の事業概要

<平成 28 年度>

現地測量・路線測量・詳細設計・用地買収
工事（土工、擁壁工、舗装工、排水工、安全施設工、付帯施設工）

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災に伴う復興事業により、本路線が接続する先に防災集団移転促進事業（港・岩崎地区）による団地整備や自力住宅再建が行われており、自動車及び歩行者の通行量が著しく増加している。

関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-23-8
事業名	防災集団移転促進事業（港・岩崎地区）
交付団体	大船渡市

基幹事業との関連性

本事業は、防災集団移転促進事業の高台移転団地の整備等に伴って交通量が著しく増加している地区中心部への主要ルートにおいて歩行者の安全を確保するものである。

(様式 1－3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	163	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校武道場）	事業番号	A-2-15
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		84,963（千円）	全体事業費	84,963（千円）	
事業概要					

津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、災害復旧事業と併せて、中学校学習指導要領改訂による武道必修化に伴い実施する武道を、安全かつ円滑に実施するために必要な武道場（柔道場）を復興交付金で整備する。

※A-2-7 被災学校移転改築事業（赤崎中学校武道場）により施工中の事業であるが、今回国費率が変更となることから、今回申請分は新規事業として取り扱うもの。

【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 27～28 年度>

校舎及び屋内運動場等工事を実施する。

東日本大震災の被害との関係

赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設の上移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（H23.5.27 時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度～平成 26 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性